



法務省民二第781号

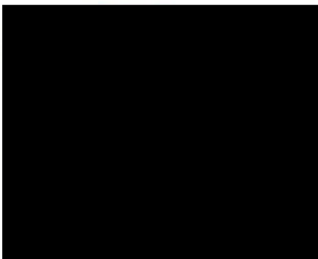
平成24年3月26日

法 務 局 長 殿

地 方 法 務 局 長 殿

法務省民事局民事第二課長

株式会社国際協力銀行の設立に伴う不動産登記事務の取扱いについて（依命通知）  
標記について、別紙甲号のとおり株式会社日本政策金融公庫総裁及び株式会社日本政策金融公庫国際協力銀行経営責任者から民事局長宛て照会があり、別紙乙号のとおり回答がされましたので、この旨貴管下登記官に周知方取り計らい願います。



日公総法第23-12号

平成24年3月21日

法務省民事局

局長 原 優 殿

株式会社日本政策金融公庫

総 裁 安居 祥策

株式会社日本政策金融公庫 国際協力銀行

経営責任者 渡辺 博史

## 株式会社国際協力銀行の設立に伴う不動産登記事務の取扱いについて（照会）

株式会社国際協力銀行法（平成23年法律第39号。以下「法」という。）により、平成24年4月1日をもって株式会社国際協力銀行（以下「新国際協力銀行」という。）が設立され、株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）の保有する資産並びに債務に関する権利及び義務のうち、株式会社国際協力銀行法施行令（平成23年政令第221号）附則第3条に掲げる基準に従って、法附則第46条の規定による改正前の株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号。以下「旧公庫法」という。）附則第37条第2項の規定により読み替えて適用する同法第41条第6号に掲げる業務（以下「国際協力銀行業務」という。）に係るものは、法附則第12条の規定に基づいて権利及び義務の承継に関し必要な事項を定めた承継計画書において定めるところに従い、新国際協力銀行に承継されます。なお、公庫は旧公庫法附則第18条第1項の規定により、旧公庫法附則第42条の規定による廃止前の国際協力銀行法（平成11年法律第35号。以下「旧国際協力銀行法」という。）に基づいて設立された国際協力銀行（以下「旧国際協力銀行」という。）の一切の権利義務を承継しており、旧国際協力銀行は旧国際協力銀行法附則第6条第1項の規定により日本輸出入銀行の一切の権利義務を承継しております。

つきましては、公庫の保有する権利及び義務の新国際協力銀行への当該承継に伴う、所有権の移転の登記及び抵当権の移転の登記等の申請並びに登記申請書の様式及び添付情報等について、平成24年4月1日以降、下記の取扱いで差し支えないか、御照会申し上げます。

なお、差し支えない場合は、貴管下法務局及び地方法務局の登記官にその旨周知方よろしくお願いいたします。

## 記

## 1 所有権の移転の登記

所有権の移転の登記は、次のとおり行う。

(1) 旧国際協力銀行が所有権の登記名義人である不動産（平成24年3月31日以前に生じた原因

により第三者に所有権が移転したものを除く。)については、平成20年9月30日付法務省民二第2633号依命通知(以下「平成20年依命通知」という。)別紙甲号1(2)の方法により、公庫の登記申請により、旧国際協力銀行から直接、公庫に所有権の移転の登記を行った上で、公庫及び新国際協力銀行の共同申請により、新国際協力銀行へ所有権の移転の登記を行う。

なお、この場合の公庫から新国際協力銀行への所有権移転の登記申請書の様式は、別添様式1を、登記に関する手続を代理人に委任するときの代理権限証明情報の様式は、別添様式2及び別添様式3を標準様式とする。

(2) 公庫が所有権の登記名義人である不動産(平成24年3月31日以前に生じた原因により第三者に所有権が移転したものを除く。)は、公庫及び新国際協力銀行の共同申請により、新国際協力銀行へ所有権の移転の登記を行う。

なお、この場合の登記申請書及び登記に関する手続を代理人に委任するときの代理権限証明情報の様式は、上記1(1)と同様とする。

(3) 公庫が所有権の登記名義人である不動産のうち、平成24年3月31日以前に生じた原因により第三者に所有権が移転したものについては、新国際協力銀行及び当該第三者(登記権利者)の共同申請により所有権の移転の登記を行う。

なお、この場合の登記申請書の様式は、別添様式4を、登記に関する手続を代理人に委任するときの代理権限証明情報の様式は、別添様式5を標準様式とする。

## 2 (根) 抵当権の設定の登記

平成24年3月31日以前に原因が生じた公庫を権利者とする登記未了の(根) 抵当権については、後記3(6)の方法による新国際協力銀行への(根) 抵当権の移転の登記の前提として、新国際協力銀行及び登記義務者の共同申請により(根) 抵当権の設定の登記を行う。

なお、登記原因証明情報及び登記に関する手続を代理人に委任するときの代理権限証明情報は、公庫又は新国際協力銀行のいずれのものでも差し支えない。

また、この場合の登記申請書の様式は、別添様式6及び別添様式7を、登記に関する手続を代理人に委任するときの代理権限証明情報の様式は、別添様式8を標準様式とする。

## 3 (根) 抵当権の移転の登記

(根) 抵当権の移転の登記は、次のとおり行う。

なお、新国際協力銀行は、公庫から元本確定前の根抵当権及び当該根抵当権の被担保債権を法附則第12条の規定に基づいて包括的に承継するため、当該根抵当権は引き続き新国際協力銀行に承継される当該被担保債権を担保するものとし、別途債権の範囲の変更の登記は行われぬ。

また、この場合の公庫から新国際協力銀行への(根) 抵当権移転の登記申請書の様式は、別添様式9及び別添様式10を標準様式とし、新国際協力銀行が登記に関する手続を代理人に委任するときの代理権限証明情報の様式は、別添様式11及び別添様式13を、公庫が登記に関する手続(日

本輸出入銀行又は旧国際協力銀行が（根）抵当権の登記名義人であるものを含む。）を代理人に委任するときの代理権限証明情報の様式は、別添様式12及び別添様式14を標準様式とする。

- (1) 日本輸出入銀行又は旧国際協力銀行が登記名義人である（根）抵当権（平成24年3月31日までに抹消原因又は変更原因が生じたものを除く。）については、平成20年依命通知別紙甲号3（1）又は3（3）の方法により、公庫の登記申請により、日本輸出入銀行又は旧国際協力銀行から直接、公庫へ（根）抵当権の移転の登記を行った上で、公庫及び新国際協力銀行の共同申請により、新国際協力銀行へ（根）抵当権の移転の登記を行う。
- (2) 日本輸出入銀行又は旧国際協力銀行が登記名義人である（根）抵当権のうち、平成20年10月1日から平成24年3月31日までの間に変更原因が生じたものについては、平成20年依命通知別紙甲号3（1）又は3（3）及び5（1）又は5（6）の方法により、公庫の登記申請により、日本輸出入銀行又は旧国際協力銀行から公庫へ（根）抵当権の移転の登記を行った上で、後記4（1）の方法により、新国際協力銀行と登記権利者又は登記義務者との共同申請により、（根）抵当権の変更の登記を行い、その後、公庫及び新国際協力銀行の共同申請により、新国際協力銀行へ（根）抵当権の移転の登記を行う。
- (3) 日本輸出入銀行が登記名義人である（根）抵当権のうち、平成11年10月1日から平成20年9月30日までの間に変更原因が生じたものについては、平成20年依命通知別紙甲号3（2）及び5（4）の方法により、公庫の登記申請により、日本輸出入銀行から旧国際協力銀行へ（根）抵当権の移転の登記を行った上で、公庫と登記権利者又は登記義務者との共同申請により、（根）抵当権の変更の登記を行う。その後、平成20年依命通知別紙甲号3（3）の方法により、公庫の登記申請により、旧国際協力銀行から公庫へ（根）抵当権の移転の登記を行った上で、公庫及び新国際協力銀行の共同申請により、新国際協力銀行へ（根）抵当権の移転の登記を行う。
- (4) 日本輸出入銀行が登記名義人である（根）抵当権のうち、平成11年9月30日以前に変更原因が生じたものについては、平成20年依命通知別紙甲号5（3）の方法により、公庫と登記権利者又は登記義務者との共同申請により、（根）抵当権の変更の登記を行う。その後、平成20年依命通知別紙甲号3（1）の方法により、公庫の登記申請により、日本輸出入銀行から公庫へ（根）抵当権の移転の登記を行った上で、公庫及び新国際協力銀行の共同申請により、新国際協力銀行へ（根）抵当権の移転の登記を行う。
- (5) 旧国際協力銀行が登記名義人である（根）抵当権のうち、平成20年9月30日以前に変更原因が生じたものについては、平成20年依命通知別紙甲号5（5）の方法により、公庫と登記権利者又は登記義務者との共同申請により、（根）抵当権の変更の登記を行う。その後、平成20年依命通知別紙甲号3（3）の方法により、公庫の登記申請により、旧国際協力銀行から公庫へ（根）抵当権の移転の登記を行った上で、公庫及び新国際協力銀行の共同申請により、新国際協力銀行へ（根）抵当権の移転の登記を行う。
- (6) 公庫が登記名義人である（根）抵当権（平成24年3月31日までに抹消原因又は変更原因が

生じたものを除く。)については、公庫及び新国際協力銀行の共同申請により、新国際協力銀行へ移転の登記を行う。

- (7) 公庫が登記名義人である(根) 抵当権のうち、平成24年3月31日以前に変更原因が生じたものについては、後記4(4)の方法により、新国際協力銀行と登記権利者又は登記義務者との共同申請により、(根) 抵当権の変更の登記を行った上で、公庫及び新国際協力銀行の共同申請により、新国際協力銀行へ(根) 抵当権の移転の登記を行う。
- (8) 平成11年9月30日以前に原因が生じた日本輸出入銀行を権利者とする登記未了の(根) 抵当権については、平成20年依命通知別紙甲号2(1)の方法により、公庫及び登記義務者の共同申請により(根) 抵当権の設定の登記を行った上で、前記3(1)の方法により、新国際協力銀行へ(根) 抵当権の移転の登記を行う。
- (9) 平成20年9月30日以前に原因が生じた旧国際協力銀行を権利者とする登記未了の(根) 抵当権については、平成20年依命通知別紙甲号2(2)の方法により、公庫及び登記義務者の共同申請により(根) 抵当権の設定の登記を行った上で、前記3(1)の方法により、新国際協力銀行へ(根) 抵当権の移転の登記を行う。
- (10) 平成24年3月31日以前に原因が生じた公庫を権利者とする登記未了の(根) 抵当権については、前記2の方法により、新国際協力銀行及び登記義務者の共同申請により(根) 抵当権の設定の登記を行った上で、前記3(6)の方法により、新国際協力銀行へ(根) 抵当権の移転の登記を行う。

#### 4 (根) 抵当権の変更の登記

(根) 抵当権の変更の登記は、次のとおり行う。

- (1) 日本輸出入銀行又は旧国際協力銀行が登記名義人である(根) 抵当権のうち、平成20年10月1日から平成24年3月31日までの間に変更原因が生じたものについては、平成20年依命通知別紙甲号3(1)又は3(3)及び5(1)又は5(6)の方法により、公庫の登記申請により、日本輸出入銀行又は旧国際協力銀行から公庫へ(根) 抵当権の移転の登記を行った上で、前記3(2)の方法により新国際協力銀行へ(根) 抵当権の移転登記を行う前提として、新国際協力銀行と登記権利者又は登記義務者との共同申請により、(根) 抵当権の変更の登記を行う。

なお、登記原因証明情報及び登記に関する手続を代理人に委任するときの代理権限証明情報は、公庫又は新国際協力銀行のいずれのものでも差し支えない。

また、この場合の登記申請書の様式は、別添様式15及び別添様式16を、登記に関する手続を代理人に委任するときの代理権限証明情報の様式は、別添様式17を標準様式とする。

- (2) 日本輸出入銀行又は旧国際協力銀行が登記名義人である(根) 抵当権のうち、平成24年4月1日以降に変更原因が生じたものは、平成20年依命通知別紙甲号3(1)又は3(3)の方法により、公庫の登記申請により、公庫へ(根) 抵当権の移転の登記を行った上で、前記3(6)

の方法により、公庫から新国際協力銀行への（根）抵当権の移転の登記を行う。その後、新国際協力銀行と登記権利者又は登記義務者との共同申請により、（根）抵当権の変更の登記を行う。

(3) 公庫が登記名義人である（根）抵当権のうち、平成24年4月1日以降に変更原因が生じたものは、前記3（6）の方法により、公庫から新国際協力銀行への（根）抵当権の移転の登記を経た上で、新国際協力銀行と登記権利者又は登記義務者との共同申請により、（根）抵当権の変更の登記を行う。

(4) 公庫が登記名義人である（根）抵当権のうち、平成24年3月31日以前に変更原因が生じたものについては、前記3（7）の方法により新国際協力銀行へ（根）抵当権の移転登記を行う前提として、新国際協力銀行と登記権利者又は登記義務者との共同申請により、（根）抵当権の変更の登記を行う。

なお、登記原因証明情報及び登記に関する手続を代理人に委任するときの代理権限証明情報は、公庫又は新国際協力銀行のいずれのものでも差し支えない。

また、この場合の登記申請書の様式及び登記に関する手続を代理人に委任するときの代理権限証明情報の様式は、前記4（1）と同様とする。

## 5 （根）抵当権の抹消の登記

（根）抵当権の抹消の登記は、次のとおり行う。

(1) 日本輸出入銀行又は旧国際協力銀行が登記名義人である（根）抵当権のうち、平成24年4月1日以降に抹消原因が生じたものは、平成20年依命通知別紙甲号3（1）又は3（3）の方法により、公庫の登記申請により、公庫へ（根）抵当権の移転の登記を行った上で、前記3（6）の方法により、公庫から新国際協力銀行への（根）抵当権の移転の登記を行う。その後、新国際協力銀行と登記権利者との共同申請により、（根）抵当権の抹消の登記を行う。

(2) 公庫が登記名義人である（根）抵当権のうち、平成24年3月31日以前に抹消原因が生じたものは、新国際協力銀行と登記権利者との共同申請により、（根）抵当権の抹消の登記を行う。

なお、登記原因証明情報及び登記に関する手続を代理人に委任するときの代理権限証明情報は、公庫又は新国際協力銀行のいずれのものでも差し支えない。

また、この場合の登記申請書の様式は、別添様式18を、登記に関する手続を代理人に委任するときの代理権限証明情報の様式は、別添様式19を標準様式とする。

(3) 公庫が登記名義人である（根）抵当権のうち、平成24年4月1日以降に抹消原因が生じたものは、前記3（6）の方法により、公庫から新国際協力銀行への（根）抵当権の移転の登記を経た上で、新国際協力銀行と登記権利者との共同申請により、（根）抵当権の抹消の登記を行う。

## 6 権利義務の承継を証する情報の提供の省略及び所有権又は（根）抵当権の移転の登記申請に係る登記原因証明情報の提供の省略

前記1ないし5における登記申請の際に提供する権利義務の承継を証する情報及び所有権又は

(根) 抵当権の移転の登記に係る登記原因証明情報のうち、以下の(1)及び(2)については、その事実が次の法律により明らかであるので、その提供を省略する。また、以下の(3)については、その事実が以下の法律の他、法附則第12条に基づく承継計画書(写)(抄)(別添)を、各法務局及び地方法務局に周知することにより明らかであるので、その提供を省略する。

(1) 日本輸出入銀行から旧国際協力銀行への承継については、旧国際協力銀行法附則第6条第1項

(2) 旧国際協力銀行から公庫への承継については、旧公庫法附則第18条第1項

(3) 公庫から新国際協力銀行への承継については、法附則第12条第1項

## 7 包括委任状

新国際協力銀行が用いる包括委任状は別添様式20とする。

なお、公庫の包括委任状については、平成20年9月30日付法務省民二第2632号民事局長回答のとおりである。

(公庫から新国際協力銀行への所有権移転)

## 登記申請書

登記の目的	所有権移転
原因	平成24年4月1日株式会社国際協力銀行法 附則第12条第1項による承継
権利者	東京都千代田区大手町一丁目〇番〇号 株式会社国際協力銀行 代表取締役
義務者	東京都千代田区大手町一丁目9番3号 株式会社日本政策金融公庫 代表取締役
添付情報	登記識別情報又は登記済証、登記原因証明情報（添付省略）、 代理権限証明情報（注）、資格証明情報、印鑑証明書、住所証 明情報
平成 年 月 日 申請	〇〇法務局（地方法務局） 〇〇支局（出張所）
代理人	
登録免許税	株式会社国際協力銀行法附則第18条第1項により非課税
不動産の表示	別紙のとおり

(注) 代理人により登記を申請する場合に添付する。



(公庫から新国際協力銀行への所有権移転)

## 委 任 状

私は、  
権限を委任します。

を代理人と定め、下記の事項に関する一切の

### 記

- 1 株式会社国際協力銀行法（平成23年5月2日法律第39号）附則第12条第1項による承継を原因とする所有権移転の登記申請に関する件
- 2 上記申請の取下げ及び登記識別情報の受領に関する件
- 3 上記申請に関する添付情報の原本還付請求及びその受領に関する件

平成 年 月 日

東京都千代田区大手町一丁目〇番〇号  
株式会社国際協力銀行  
代表取締役

不動産の表示

別紙のとおり（注）

（注） 管轄する登記所が異なるものも含め、登記申請の対象となり得る不動産を別紙に全て記載し、本委任状を原本還付の手続により、複数の登記所に対する登記申請の添付情報として使用する。

(公庫から新国際協力銀行への所有権移転)

## 委任状

私は、  
権限を委任します。

を代理人と定め、下記の事項に関する一切の

### 記

- 1 株式会社国際協力銀行法（平成23年5月2日法律第39号）附則第12条第1項による承継を原因とする所有権移転の登記申請に関する件
- 2 上記申請の取下げに関する件
- 3 上記申請に関する添付情報の原本還付請求及びその受領に関する件
- 4 上記各号に関する復代理人の選任に関する件

平成 年 月 日

東京都千代田区大手町一丁目9番3号  
株式会社日本政策金融公庫  
代表取締役

不動産の表示

別紙のとおり（注）

（注） 管轄する登記所が異なるものも含め、登記申請の対象となり得る不動産を別紙に全て記載し、本委任状を原本還付の手続により、複数の登記所に対する登記申請の添付情報として使用する。

(平成24年3月31日までに原因が生じた公庫から第三者への所有権移転)

## 登記申請書

登記の目的	所有権移転
原因	平成 年 月 日〇〇
権利者	
義務者	東京都千代田区大手町一丁目9番3号 株式会社日本政策金融公庫 代表取締役
添付情報	登記識別情報又は登記済証、登記原因証明情報、代理権限証明 情報(注)、資格証明情報、権利義務の承継を証する情報(省 略)、印鑑証明書、住所証明情報
平成 年 月 日 申請	〇〇法務局(地方法務局) 〇〇支局(出張所)
申請人	(株式会社日本政策金融公庫承継人) 東京都千代田区大手町一丁目〇番〇号 株式会社国際協力銀行 代表取締役
代理人	
課税価格	金 円
登録免許税	金 円
不動産の表示	別紙のとおり

(注) 代理人により登記を申請する場合に添付する。

(平成24年3月31日までに原因が生じた公庫から第三者への所有権移転)

## 委任状

私は、  
権限を委任します。

を代理人と定め、下記の事項に関する一切の

### 記

- 1 平成 年 月 日付け登記原因証明情報（又は「売買契約書」等）記載のとおり  
の所有権移転の登記申請に関する件
- 2 上記申請の取下げに関する件
- 3 上記申請に関する添付情報の原本還付請求及びその受領に関する件

平成 年 月 日

東京都千代田区大手町一丁目〇番〇号  
株式会社国際協力銀行  
代表取締役

不動産の表示

(平成24年3月31日までに原因が生じた公庫の抵当権設定)

## 登記申請書

登記の目的	抵当権設定
原因	平成 年 月 日金銭消費貸借 平成 年 月 日設定
債権額	金 円
利息	年 % (年365日日割計算)
損害金	年 % (年365日日割計算)
債務者	
抵当権者	東京都千代田区大手町一丁目9番3号 株式会社日本政策金融公庫 代表取締役
設定者	
添付情報	登記識別情報又は登記済証、登記原因証明情報、代理権限証明情報(注)、資格証明情報、権利義務の承継を証する情報(省略)、印鑑証明書、非課税証明書
平成 年 月 日 申請	〇〇法務局(地方法務局) 〇〇支局(出張所)
申請人	(株式会社日本政策金融公庫承継人) 東京都千代田区大手町一丁目〇番〇号 株式会社国際協力銀行 代表取締役
代理人	
登録免許税	(非課税措置適用の場合) 登録免許税法別表第三
不動産の表示	別紙のとおり

(注) 代理人により登記を申請する場合に添付する。

(平成24年3月31日までに原因が生じた公庫の根抵当権設定)

## 登 記 申 請 書

登 記 の 目 的	根抵当権設定
原 因	平成 年 月 日設定
極 度 額	金 円
債 権 の 範 囲	金銭消費貸借取引
債 務 者	
根 抵 当 権 者	東京都千代田区大手町一丁目9番3号 株式会社日本政策金融公庫 代表取締役
設 定 者	
添 付 情 報	登記識別情報又は登記済証、登記原因証明情報、代理権限証明 情報(注)、資格証明情報、権利義務の承継を証する情報(省 略)、印鑑証明書、非課税証明書
平成 年 月 日 申請	〇〇法務局(地方法務局) 〇〇支局(出張所)
申 請 人	(株式会社日本政策金融公庫承継人) 東京都千代田区大手町一丁目〇番〇号 株式会社国際協力銀行 代表取締役
代 理 人	
登 録 免 許 税	(非課税措置適用の場合) 登録免許税法別表第三
不 動 産 の 表 示	別紙のとおり

(注) 代理人により登記を申請する場合に添付する。

(平成24年3月31日までに原因が生じた公庫の(根) 抵当権設定)

## 委任状

私は、  
権限を委任します。

を代理人と定め、下記の事項に関する一切の

### 記

- 1 平成 年 月 日付登記原因証明情報(又は「(根) 抵当権設定契約証書」等)記載のとおり(根) 抵当権設定の登記申請に関する件
- 2 上記申請の取下げ及び登記識別情報の受領に関する件
- 3 上記申請に関する添付情報の原本還付請求及びその受領に関する件
- 4 上記各号に関する復代理人の選任に関する件

平成 年 月 日

東京都千代田区大手町一丁目〇番〇号  
株式会社国際協力銀行  
代表取締役  
又は  
東京都千代田区大手町一丁目9番3号  
株式会社日本政策金融公庫  
代表取締役

不動産の表示

(根) 抵当権者公庫から新国際協力銀行への権利移転)

## 登記申請書

登記の目的 (根) 抵当権移転

移転すべき登記 平成 年 月 日受付第 号

原因 平成24年4月1日株式会社国際協力銀行法  
附則第12条第1項による承継

権利者 東京都千代田区大手町一丁目〇番〇号  
株式会社国際協力銀行  
代表取締役

義務者 東京都千代田区大手町一丁目9番3号  
株式会社日本政策金融公庫  
代表取締役

添付情報 登記識別情報又は登記済証、登記原因証明情報(添付省略)、  
代理権限証明情報(注1)、資格証明情報、承諾書(注2)

登記識別情報の通知を希望しません(注3)。

平成 年 月 日申請 ○○法務局(地方法務局) ○○支局(出張所)

代理人

登録免許税 株式会社国際協力銀行法附則第18条第1項により非課税

不動産の表示 別紙のとおり

(注1) 代理人により登記を申請する場合に添付する。

(注2) 元本確定前の根抵当権の場合は、根抵当権設定者の承諾書を添付する。なお、この承諾書に押印された承諾者の印鑑に係る印鑑証明書(及び承諾者が法人である場合は、代表者の資格証明情報)をも併せて添付する。

(注3) 登記識別情報の通知を希望しない場合に、にチェックを行う。  
登記識別情報の通知を希望しない場合は、登記識別情報の受領に関する委任事項を削除する。



(根) 抵当権共有者公庫から新国際協力銀行への権利移転)

## 登記申請書

登記の目的 (根) 抵当権者株式会社日本政策金融公庫の権利移転

移転すべき登記 平成 年 月 日受付第 号

原因 平成24年4月1日株式会社国際協力銀行法  
附則第12条第1項による承継

権利者 東京都千代田区大手町一丁目〇番〇号  
株式会社国際協力銀行  
代表取締役

義務者 東京都千代田区大手町一丁目9番3号  
株式会社日本政策金融公庫  
代表取締役

添付情報 登記識別情報又は登記済証、登記原因証明情報(添付省略)、  
代理権限証明情報(注1)、資格証明情報、承諾書(注2)、  
同意書(注2)

登記識別情報の通知を希望しません(注3)。

平成 年 月 日 申請 〇〇法務局(地方法務局) 〇〇支局(出張所)

代理人

登録免許税 株式会社国際協力銀行法附則第18条第1項により非課税

不動産の表示 別紙のとおり

(注1) 代理人により登記を申請する場合に添付する。

(注2) 元本確定前の根抵当権の場合は、根抵当権設定者の承諾書及び他の共有者の同意書を添付する。なお、これらの書面に押印された承諾者又は同意者の印鑑に係る印鑑証明書(及び承諾者又は同意者が法人である場合は、代表者の資格証明情報)をも併せて添付する。

(注3) 登記識別情報の通知を希望しない場合に、にチェックを行う。  
登記識別情報の通知を希望しない場合は、登記識別情報の受領に関する委任事項を削除する。

(根) 抵当権者公庫から新国際協力銀行への権利移転)

## 委任状

私は、  
権限を委任します。

を代理人と定め、下記の事項に関する一切の

### 記

- 1 後記不動産について、株式会社国際協力銀行法（平成23年5月2日法律第39号）附則第12条第1項による承継を原因とする（根）抵当権者株式会社日本政策金融公庫の権利移転に係る（根）抵当権移転の登記申請に関する件
- 2 上記申請の取下げ及び登記識別情報の受領に関する件
- 3 上記申請に関する添付情報の原本還付請求及びその受領に関する件

平成 年 月 日

東京都千代田区大手町一丁目〇番〇号  
株式会社国際協力銀行  
代表取締役

不動産の表示

別紙のとおり（注）

（注） 管轄する登記所が異なるものも含め、登記申請の対象となり得る不動産を別紙に全て記載し、本委任状を原本還付の手続により、複数の登記所に対する登記申請の添付情報として使用する。

(根) 抵当権者公庫から新国際協力銀行へ、(根) 抵当権者旧国際協力銀行から公庫へ、及び(根) 抵当権者日本輸出入銀行から旧国際協力銀行又は公庫への各権利移転)

## 委任状

私は、  
権限を委任します。

を代理人と定め、下記の事項に関する一切の

### 記

- 1 後記不動産について、株式会社国際協力銀行法（平成23年5月2日法律第39号。以下「法」という。）附則第12条第1項による承継を原因とする(根) 抵当権者株式会社日本政策金融公庫の権利移転に係る(根) 抵当権移転の登記申請に関する件
- 2 後記不動産について、法附則第46条の規定による改正前の株式会社日本政策金融公庫法（平成19年5月25日法律第57号。以下「旧公庫法」という。）附則第18条第1項に基づく権利の承継を原因とする(根) 抵当権者国際協力銀行（旧公庫法附則第42条の規定による廃止前の国際協力銀行法（平成11年4月23日法律第35号。以下「旧国際協力銀行法」という。）に基づいて設立された国際協力銀行）の権利移転に係る(根) 抵当権移転の登記申請に関する件
- 3 後記不動産について、旧国際協力銀行法附則第6条第1項に基づく権利の承継を原因とする(根) 抵当権者日本輸出入銀行の権利移転に係る(根) 抵当権移転の登記申請に関する件
- 4 後記不動産について、旧国際協力銀行法附則第6条第1項及び旧公庫法附則第18条第1項に基づく権利の承継を原因とする(根) 抵当権者日本輸出入銀行の権利移転に係る(根) 抵当権移転の登記申請に関する件
- 5 上記申請の取下げ及び上記2から4の申請の登記識別情報の受領に関する件
- 6 上記申請に関する添付情報の原本還付請求及びその受領に関する件
- 7 上記各号に関する復代理人の選任に関する件

平成 年 月 日

東京都千代田区大手町一丁目9番3号  
株式会社日本政策金融公庫  
代表取締役

不動産の表示

別紙のとおり（注）

（注） 管轄する登記所が異なるものも含め、登記申請の対象となり得る不動産を別紙に全て記載し、本委任状を原本還付の手続により、複数の登記所に対する登記申請の添付情報として使用する。

( (根) 抵当権共有者公庫から新国際協力銀行への権利移転)

## 委任状

私は、  
権限を委任します。

を代理人と定め、下記の事項に関する一切の

### 記

- 1 後記不動産について、株式会社国際協力銀行法（平成23年5月2日法律第39号）附則第12条第1項による承継を原因とする（根）抵当権共有者株式会社日本政策金融公庫の権利移転に係る（根）抵当権移転の登記申請に関する件
- 2 上記申請の取下げ及び登記識別情報の受領に関する件
- 3 上記申請に関する添付情報の原本還付請求及びその受領に関する件

平成 年 月 日

東京都千代田区大手町一丁目〇番〇号  
株式会社国際協力銀行  
代表取締役

不動産の表示

別紙のとおり（注）

（注） 管轄する登記所が異なるものも含め、登記申請の対象となり得る不動産を別紙に全て記載し、本委任状を原本還付の手続により、複数の登記所に対する登記申請の添付情報として使用する。

(根) 抵当権共有者公庫から新国際協力銀行へ、(根) 抵当権共有者旧国際協力銀行から公庫へ、及び(根) 抵当権共有者日本輸出入銀行から旧国際協力銀行又は公庫への各権利移転)

## 委任状

私は、  
権限を委任します。

を代理人と定め、下記の事項に関する一切の

### 記

- 1 後記不動産について、株式会社国際協力銀行法（平成23年5月2日法律第39号。以下「法」という。）附則第12条第1項による承継を原因とする(根) 抵当権共有者株式会社日本政策金融公庫の権利移転に係る(根) 抵当権移転の登記申請に関する件
- 2 後記不動産について、法附則第46条の規定による改正前の株式会社日本政策金融公庫法（平成19年5月25日法律第57号。以下「旧公庫法」という。）附則第18条第1項に基づく権利の承継を原因とする(根) 抵当権共有者国際協力銀行（旧公庫法附則第42条の規定による廃止前の国際協力銀行法（平成11年4月23日法律第35号。以下「旧国際協力銀行法」という。）に基づいて設立された国際協力銀行）の権利移転に係る(根) 抵当権移転の登記申請に関する件
- 3 後記不動産について、旧国際協力銀行法附則第6条第1項に基づく権利の承継を原因とする(根) 抵当権共有者日本輸出入銀行の権利移転に係る(根) 抵当権移転の登記申請に関する件
- 4 後記不動産について、旧国際協力銀行法附則第6条第1項及び旧公庫法附則第18条第1項に基づく権利の承継を原因とする(根) 抵当権共有者日本輸出入銀行の権利移転に係る(根) 抵当権移転の登記申請に関する件
- 5 上記申請の取下げ及び上記2から4の申請の登記識別情報の受領に関する件
- 6 上記申請に関する添付情報の原本還付請求及びその受領に関する件
- 7 上記各号に関する復代理人の選任に関する件

平成 年 月 日

東京都千代田区大手町一丁目9番3号  
株式会社日本政策金融公庫  
代表取締役

不動産の表示

別紙のとおり(注)

(注) 管轄する登記所が異なるものも含め、登記申請の対象となり得る不動産を別紙に全て記載し、本委任状を原本還付の手続により、複数の登記所に対する登記申請の添付情報として使用する。

(平成20年10月1日から平成24年3月31日までの間に原因が生じた公庫の(根) 抵当権の変更(公庫が登記権利者となる場合))

## 登 記 申 請 書

登 記 の 目 的                    ○番(根) 抵当権変更(付記) (注1)

原                    因                    平成    年    月    日変更

変 更 後 の 事 項

権                    利                    者                    東京都千代田区大手町一丁目9番3号  
株式会社日本政策金融公庫  
代表取締役

義                    務                    者

添 付 情 報                    登記識別情報又は登記済証、登記原因証明情報、代理権限証明  
情報(注2)、資格証明情報、権利義務の承継を証する情報  
(省略)、承諾書(注1)、印鑑証明書(注3)、非課税証明  
書

平成    年    月    日 申請                    ○○法務局(地方法務局) ○○支局(出張所)

申                    請                    人                    (株式会社日本政策金融公庫承継人)  
東京都千代田区大手町一丁目○番○号  
株式会社国際協力銀行  
代表取締役

代                    理                    人

登 録 免 許 税                    (非課税措置適用の場合) 登録免許税法別表第三

不 動 産 の 表 示                    別紙のとおり

(注1) 登記上の利害関係人が存するときは、その承諾を証する書面を添付すれば、付記登記で登記される。付記登記により申請するときは、その旨を記載する。

(注2) 代理人により登記を申請する場合に添付する。

(注3) 所有権の登記名義人が登記義務者として申請する場合に添付する。

(平成20年10月1日から平成24年3月31日までの間に原因が生じた公庫の(根) 抵当権の変更(公庫が登記義務者となる場合))

## 登 記 申 請 書

登 記 の 目 的                    ○番(根) 抵当権変更(付記) (注1)

原                    因                    平成    年    月    日変更

変 更 後 の 事 項

権                    利                    者

義                    務                    者                    東京都千代田区大手町一丁目9番3号  
株式会社日本政策金融公庫  
代表取締役

添 付 情 報                    登記識別情報又は登記済証、登記原因証明情報、代理権限証明  
情報(注2)、資格証明情報、権利義務の承継を証する情報  
(省略)、承諾書(注1)

平成    年    月    日 申請                    ○○法務局(地方法務局) ○○支局(出張所)

申                    請                    人                    (株式会社日本政策金融公庫承継人)  
東京都千代田区大手町一丁目○番○号  
株式会社国際協力銀行  
代表取締役

代                    理                    人

登 録 免 許 税                    金                    円

不 動 産 の 表 示                    別紙のとおり

(注1) 登記上の利害関係人が存するときは、その承諾を証する書面を添付すれば、付記登記で登記される。付記登記により申請するときは、その旨を記載する。

(注2) 代理人により登記を申請する場合に添付する。

(平成20年10月1日から平成24年3月31日までの間に原因が生じた公庫の(根) 抵当権の変更)

## 委任状

私は、  
権限を委任します。

を代理人と定め、下記の事項に関する一切の

### 記

- 1 平成 年 月 日付登記原因証明情報(又は「(根) 抵当権変更契約証書」等)記載のとりの(根) 抵当権変更の登記申請に関する件
- 2 上記申請の取下げに関する件
- 3 上記申請に関する添付情報の原本還付請求及びその受領に関する件
- 4 上記各号に関する復代理人の選任に関する件

平成 年 月 日

東京都千代田区大手町一丁目〇番〇号

株式会社国際協力銀行

代表取締役

又は

東京都千代田区大手町一丁目9番3号

株式会社日本政策金融公庫

代表取締役

不動産の表示



(平成24年3月31日までに原因が生じた公庫の(根) 抵当権の抹消)

## 登 記 申 請 書

登 記 の 目 的                    ○番(根) 抵当権抹消

抹 消 す る 登 記                平成    年    月    日受付第                    号

原                    因                    平成    年    月    日弁済(又は「解除」等)

権                    利                    者

義                    務                    者                    東京都千代田区大手町一丁目9番3号  
株式会社日本政策金融公庫  
代表取締役

添                    付                    情                    報                    登記識別情報又は登記済証、登記原因証明情報、代理権限証明  
情報(注)、資格証明情報、権利義務の承継を証する情報(省  
略)

平成    年    月    日 申請            ○○法務局(地方法務局) ○○支局(出張所)

代                    理                    人

申                    請                    人                    (株式会社日本政策金融公庫承継人)  
東京都千代田区大手町一丁目○番○号  
株式会社国際協力銀行  
代表取締役

登 録 免 許 税                    金                    円

不 動 産 の 表 示                    別紙のとおり

(注) 代理人により登記を申請する場合に添付する。

(平成24年3月31日までに原因が生じた公庫の(根) 抵当権の抹消)

## 委任状

私は、  
権限を委任します。

を代理人と定め、下記の事項に関する一切の

### 記

- 1 平成 年 月 日付登記原因証明情報(又は「弁済証書」、「解除証書」等)記載のと  
おりの(根) 抵当権抹消の登記申請に関する件
- 2 上記申請の取下げに関する件
- 3 上記申請に関する添付情報の原本還付請求及びその受領に関する件
- 4 上記各号に関する復代理人の選任に関する件

平成 年 月 日

東京都千代田区大手町一丁目〇番〇号  
株式会社国際協力銀行  
代表取締役  
又は  
東京都千代田区大手町一丁目9番3号  
株式会社日本政策金融公庫  
代表取締役

不動産の表示

## 委任状

私は、  
限を委任する。

を代理人と定め、下記の事項に関する一切の権

平成 年 月 日

東京都千代田区大手町一丁目〇番〇号  
株式会社国際協力銀行  
代表取締役 〇〇 〇〇

### 記

- 1 株式会社国際協力銀行法（平成23年法律第39号）に基づく株式会社国際協力銀行の貸付について、株式会社国際協力銀行を債権者又は担保権者とする金銭消費貸借契約・担保権設定契約の締結に関する事。
- 2 株式会社国際協力銀行を債権者又は担保権者とする貸付金債権又は担保権につき、その変更・処分の契約の締結に関する事。
- 3 前2項の契約につき、公正証書作成の嘱託に関する事。
- 4 株式会社国際協力銀行を担保権者とする担保権につき、その設定・移転・変更（処分を含む。）・更正・回復若しくは抹消の登記又は登録の申請に関する事。
- 5 株式会社国際協力銀行を担保権者として登記した工場抵当法（明治38年法律第54号）第2条による抵当権登記の機械器具目録並びに工場財団、鉱業財団、漁業財団、港湾運送事業財団及び道路交通事業財団の財団目録について物件の表示変更、追加、分離又は消滅による変更登記の同意に関する事。
- 6 株式会社国際協力銀行を担保権者として登記した前項に掲げる財団の分割について工場抵当法第42条ノ2第3項又はその準用規定による抵当権の消滅の承諾に関する事。
- 7 株式会社国際協力銀行が抵当権の登記名義人となっている場合にその権利抹消の承諾を与えること及び被担保債権の質権者として付記登記されている抵当権の抹消につき、登記上利害関係ある第三者として承諾を与えること。
- 8 株式会社国際協力銀行法（平成23年法律第39号）附則第12条第1項による株式会社国際協力銀行を承継者とする担保権の移転登記の申請に関する事。
- 9 弁済金の受領に関する事。
- 10 委任状及び資格証明情報の原本還付請求及び原本の受領に関する事。
- 11 登記識別情報の受領に関する事。
- 12 第3項から第8項まで及び前2項に掲げる行為をなすにつき、復代理人選任に関する事。

以上

別添

(写)

承継計画書(抄)

株式会社日本政策金融公庫

株式会社国際協力銀行法（平成23年法律第39号）附則第12条の規定に基づく承継  
計画書については次のとおりとする。

平成24年3月21日

株式会社日本政策金融公庫

総裁 安居 祥策

株式会社国際協力銀行は、株式会社国際協力銀行法施行令（平成23年政令第221号）附則第3条に掲げる基準に基づき、株式会社日本政策金融公庫の保有する資産及び債務に関する権利及び義務のうち、株式会社国際協力銀行法附則第46条の規定による改正前の株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）附則第37条第2項の規定により読み替えて適用する同法第41条第6号に掲げる業務（以下「国際協力銀行業務」という。）及び株式会社国際協力銀行法附則第47条の規定による改正前の駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成19年法律第67号）第16条に規定する駐留軍再編促進金融業務（以下「駐留軍再編促進金融業務」という。）に関する下記のことを承継するものとする。

## I. 国際協力銀行業務

### 1. 資産

- |            |   |
|------------|---|
| (1) 現金預け金  | 平成24年3月31日時点の国際協力銀行業務勘定において整理されている現金及び預け金 |
| (2) 買現先勘定  | 平成24年3月31日時点の国際協力銀行業務勘定において整理されている買現先勘定   |
| (3) 有価証券   | 平成24年3月31日時点の国際協力銀行業務勘定において整理されている有価証券    |
| (4) 貸出金    | 平成24年3月31日時点の国際協力銀行業務勘定において整理されている貸出金     |
| (5) その他資産  | 平成24年3月31日時点の国際協力銀行業務勘定において整理されているその他資産   |
| (6) 有形固定資産 |   |

① 事務所、研修施設、舎宅 別添1記載のとおり

② 自動車 別添2記載のとおり

③ その他

平成24年3月31日時点の国際協力銀行業務勘定において整理されている建物、土地、リース資産、建設仮勘定、その他の有形固定資産

(7) 無形固定資産 平成24年3月31日時点の国際協力銀行業務勘定において整理されている無形固定資産

(8) 支払承諾見返 平成24年3月31日時点の国際協力銀行業務勘定において整理されている支払承諾見返

(9) 貸倒引当金 平成24年3月31日時点の国際協力銀行業務勘定において整理されている貸倒引当金

### 2. 負債

(1) 借入金 別添3及び別添4記載の平成24年3月31日時点の国際協力銀行業務勘定において整理されている借入金

(2) その他負債 平成24年3月31日時点の国際協力銀行業務勘定において整理されているその他負債

(3) 賞与引当金 平成24年3月31日時点の国際協力銀行業務勘定において整理されている賞与引当金

- (4) 役員賞与引当金 平成 24 年 3 月 31 日時点の国際協力銀行業務勘定において整理されている役員賞与引当金
- (5) 退職給付引当金 平成 24 年 3 月 31 日時点の国際協力銀行業務勘定において整理されている退職給付引当金
- (6) 役員退職慰労引当金 平成 24 年 3 月 31 日時点の国際協力銀行業務勘定において整理されている役員退職慰労引当金
- (7) 支払承諾 平成 24 年 3 月 31 日時点の国際協力銀行業務勘定において整理されている支払承諾

### 3. 債券（社債）

- (1) 株式会社日本政策金融公庫及び株式会社国際協力銀行法附則第 46 条の規定による改正前の株式会社日本政策金融公庫法（平成 19 年法律第 57 号）附則第 18 条により解散する前の国際協力銀行（以下「解散前の国際協力銀行」という。）が発行した債券に係る債務のうち、別添 5 及び別添 6 の債券に係る債務を株式会社国際協力銀行が承継し、弁済の責任を負う（平成 24 年 4 月以降の株式会社日本政策金融公庫の内部負担割合はない）。
- (2) 株式会社日本政策金融公庫が発行した債券に係る債務のうち、別添 7 及び別添 8 の債券に係る債務を株式会社日本政策金融公庫が承継し、株式会社国際協力銀行はかかる債券に関し連帯して弁済の責任を負う（株式会社国際協力銀行の内部負担割合はない）。

### 4. 純資産

- (1) 利益剰余金 平成 24 年 3 月 31 日時点の国際協力銀行業務勘定において整理されている利益剰余金
  - (2) その他有価証券評価差額金 平成 24 年 3 月 31 日時点の国際協力銀行業務勘定において整理されているその他有価証券評価差額金
  - (3) 繰延ヘッジ損益 平成 24 年 3 月 31 日時点の国際協力銀行業務勘定において整理されている繰延ヘッジ損益
5. 国際協力銀行業務に係る一切の什器・備品、文書・ソフトウェア（電磁的に記録したものを含む。）等
6. 国際協力銀行業務に係る次の契約等に係る一切の権利及び義務
- (1) 別添 1 記載の事務所、研修施設、舎宅を対象とする火災保険等に関する権利及び義務
  - (2) 別添 2 記載の自動車を保険自動車とする自動車保険に関する権利及び義務
  - (3) 前各号に掲げるもの他、国際協力銀行業務に係る業務委託契約、賃貸借契約、リース契約、使用許諾契約、その他の契約に基づき発生した一切の権利及び義務

7. 大手町再開発に係るJBIC入居方針・分離に伴う支出と分担の件に係る義務  
大手町再開発に係るJBIC入居方針・分離に伴う支出と分担の件（別添9記載）に係る国際協力銀行の一切の義務

8. 独立行政法人国際協力機構との間の覚書

- (1) 平成20年10月1日付にて独立行政法人国際協力機構との間で締結した組織移行に伴う覚書（対象は別添10記載参照）
- (2) 「法人文書管理に関する覚書」の一部を変更する覚書

## II. 駐留軍再編促進金融業務

### 1. 資産

- (1) 現金預け金 平成24年3月31日時点の駐留軍再編促進金融勘定において整理されている現金及び預け金
- (2) その他資産 平成24年3月31日時点の駐留軍再編促進金融勘定において整理されているその他資産
- (3) 有形固定資産 平成24年3月31日時点の駐留軍再編促進金融勘定において整理されているその他の有形固定資産

### 2. 負債

- (1) その他負債 平成24年3月31日時点の駐留軍再編促進金融勘定において整理されているその他負債
- (2) 賞与引当金 平成24年3月31日時点の駐留軍再編促進金融勘定において整理されている賞与引当金
- (3) 役員賞与引当金 平成24年3月31日時点の駐留軍再編促進金融勘定において整理されている役員賞与引当金
- (4) 退職給付引当金 平成24年3月31日時点の駐留軍再編促進金融勘定において整理されている退職給付引当金
- (5) 役員退職慰労引当金 平成24年3月31日時点の駐留軍再編促進金融勘定において整理されている役員退職慰労引当金

### 3. 純資産

利益剰余金 平成24年3月31日時点の駐留軍再編促進金融勘定において整理されている利益剰余金

4. 駐留軍再編促進金融業務に係る一切の什器・備品、文書・ソフトウェア（電磁的に記録したものを含む。）等

5. 駐留軍再編促進金融業務に係る業務委託契約、賃貸借契約、リース契約、使用許諾契約、その他の契約に基づき発生した一切の権利及び義務



Ⅲ. 国際協力銀行業務及び駐留軍再編促進金融業務に係る雇用契約等に係る権利及び義務

- (1) 解散前の国際協力銀行から引き続き勤務する職員及び株式会社日本政策金融公庫において国際協力銀行所屬として採用された職員の雇用契約に係る権利及び義務
- (2) 報酬支払債務等に関する権利及び義務 別添 11 及び別添 12 記載のとおり
- (3) 役員に関する公法上の権利及び義務 別添 13 記載のとおり
- (4) 前各号に掲げるもの他、国際協力銀行業務及び駐留軍再編促進金融業務に係る囑託等契約に基づき発生した一切の権利及び義務

Ⅳ. 前 I、II 及び III に掲げる権利及び義務以外の国際協力銀行業務又は駐留軍再編促進金融業務に係る一切の権利又は義務（なお、株式会社日本政策金融公庫が有する国際協力銀行の商標権を含む。）

この承継計画書において承継すべきものとされた株式会社日本政策金融公庫の権利及び義務について、この承継計画書策定の日（承継計画書作成基準日の記載があるものについてはその日）以降、株式会社国際協力銀行への承継の時までの間に発生した株式会社日本政策金融公庫の権利及び義務のうち、国際協力銀行業務及び駐留軍再編促進金融業務に関するものは株式会社国際協力銀行へ承継され、また、内容が変動した場合は変動した内容の権利又は義務として株式会社国際協力銀行へ承継され、内容が消滅した場合は株式会社国際協力銀行へ承継されないものとする。

## 別添 1：事務所、研修施設、舎宅

作成基準日：平成 24 年 3 月 1 日

整理番号	施設等名称	住所	備考
1	竹橋合同ビル	東京都千代田区大手町 1 の 4 の 1	株式会社日本政策金融公庫国際協力銀行、独立行政法人国際協力機構、国家公務員共済組合連合会間で締結した平成 20 年 10 月 1 日付「竹橋合同ビルの区分所有等に係る持分に関する覚書」に定められた持分。
2	曙橋研修会館	東京都新宿区市谷仲之町 1 の 12	
3	赤堤住宅	東京都世田谷区赤堤 1 の 14 の 15	
4	松原寮	東京都世田谷区赤堤 3 の 23 の 17	
5	祖師谷住宅 A	東京都世田谷区祖師谷 3 の 30 の 14	
6	祖師谷住宅 B	東京都世田谷区祖師谷 3 の 30 の 14	
7	千歳住宅	東京都世田谷区経堂 3 の 18 の 5	
8	豊玉住宅	東京都練馬区豊玉中 2 の 4 の 18	
9	早宮寮	東京都練馬区早宮 1 の 24 の 18	
10	目黒住宅	東京都目黒区五本木 3 の 21 の 9	
11	久我山寮	東京都杉並区久我山 4 の 42 の 2	
12	武蔵野住宅 A	東京都武蔵野市吉祥寺本町 4 の 31 の 21	
13	武蔵野住宅 B	東京都武蔵野市吉祥寺本町 4 の 31 の 22	
14	吉祥寺住宅	東京都武蔵野市吉祥寺北町 4 の 3 の 19	
15	芦屋住宅	兵庫県芦屋市三條町 8 の 24 の 203	
16	宝塚住宅	兵庫県宝塚市宝梅 1 の 10 の 4	
17	箕面住宅	大阪府箕面市箕面 3 の 2 の 40	
18	ロンドン舎宅	Flat 35, Lowndes Court, Lowndes Square, Chelsea, London SW1X 9JJ	

19	ロンドン舎宅	Flat 3, Neville Court, Abbey Road, London NW8 9DD	
20	パリ舎宅	Avenue Georges Mandel No67 et rue Descamp sans numero, Paris	
21	パリ舎宅 (駐車場)	Avenue Henri Martin No64 et Villa Herran No9, Paris	
22	ニューヨーク舎宅	Museum Tower, 15 West 53 street, Apartment No.40 A/F, New York, NY 10019	
23	ワシントン舎宅	7215 Armat Drive, Bethesda, Maryland 20817	

別添 2:

以下略

法務省民二第780号

平成24年3月26日

株式会社日本政策金融公庫

総 裁 安 居 祥 策 殿

株式会社日本政策金融公庫 国際協力銀行

経営責任者 渡 辺 博 史 殿

法務省民事局長 原 優

株式会社国際協力銀行の設立に伴う不動産登記事務の取扱いについて（回答）

平成24年3月21日付け日公総法第23-12号をもって照会のありました標記の件については、貴見のとおり取り扱われて差し支えありません。

なお、この旨法務局長及び地方法務局長に通知しましたので、申し添えます。